

岡山大学環境管理センター放射線障害予防規程

〔平成20年3月31日〕
〔岡大規程第12号〕

改正 平成22年9月29日規程第81号

平成26年3月31日規程第37号

(目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、岡山大学環境管理センター（以下「センター」という。）におけるニッケル63を370メガベクレル装備したガスクロマトグラフ用電子捕獲型検出器（以下「ECD」という。）の取扱いを規制し、これによる放射線障害を防止し、もってセンター内外の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線業務従事者 ECDの取扱い、管理又はこれらに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者で、第11条の許可を受けた者
- 二 所属部局長 放射線業務従事者の所属する部局の長
- 三 健康管理主任者 放射線業務従事者の健康診断その他必要な保健指導を行わせるため学長が命ずる者

(使用の場所)

第3条 ECDの使用の場所は、センターの機器分析室（以下「分析室」という。）とする。

(管理区域)

第4条 管理区域の境界はECDの表面とする。したがって、人の立ち入ることのできる管理区域は、設けない。

(組織)

第5条 センターにおけるECDの取扱い及びその安全管理に従事する者に関する組織は、別表に定めるとおりとする。

(センター長)

第6条 環境管理センター長（以下「センター長」という。）は、センターにおける放射線障害の防止に努めなければならない。

- 2 センター長は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）の意見を尊重しなければならない。

(岡山大学環境管理センター放射線障害防止委員会)

第7条 センターにおける放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するため、環境管理センター放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織、運営等については、別に定める。

(取扱主任者)

第8条 センターに取扱主任者を置く。

- 2 取扱主任者は、センターにおける放射線障害の発生の防止に関し、次の各号に掲げる事項について指導監督を行うほか、センター長への意見の具申を行う。

- 一 予防規程等の制定及び改廃に関すること。
- 二 ECDの更新、廃棄に係る計画作成に関すること。
- 三 法令に基づく申請、届出、報告書等の作成及び審査に関すること。

- 四 センターにおける立入検査等の立会いに関する事。
 - 五 事故等の原因調査に関する事。
 - 六 施設、設備、使用状況等の調査及び点検に関する事。
 - 七 帳簿、書類等の保管及び監査に関する事。
 - 八 放射線業務従事者への指示に関する事。
 - 九 その他放射線障害の防止のために必要な事項に関する事。
- 3 センター長が必要があると認めたときは、取扱主任者を補佐させ、取扱主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置くことができる。
- 4 取扱主任者及び取扱副主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないとき、その期間中その職務を代行させるため、取扱主任者の代理者を置く。
- 5 取扱主任者、取扱副主任者及び取扱主任者の代理者は、取扱主任者となる資格を有する者のうちからセンター長の推薦により学長が命ずる。
- 6 センター長は、取扱主任者及び取扱副主任者に対して、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間ごとに登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければならない。
- 一 取扱主任者又は副取扱主任者であつて、取扱主任者又は副取扱主任者に選任された後、定期講習を受けていない者（取扱主任者又は副取扱主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者を除く。） 取扱主任者又は副取扱主任者に選任された日から1年以内
 - 二 取扱主任者又は副取扱主任者（前号に掲げる者を除く。） 前回の定期講習を受けた日から3年以内
- （安全管理責任者及び取扱責任者）
- 第9条 センターに安全管理責任者及び取扱責任者を置く。
- 2 安全管理責任者及び取扱責任者は、ECDを使用している者又は使用に関して経験を有するセンターの教職員をもって充てる。
- 3 安全管理責任者は、センター長及び取扱主任者の指導監督を受け、放射線業務従事者に対し、放射線障害の防止に関する必要な業務を行い、放射線障害の発生防止に万全の措置を講じなければならない。
- 4 取扱責任者は、安全管理責任者の補助及び機器の取扱及び書類等の管理に関する業務を行う。
- （登録）
- 第10条 センターにおいて取扱等業務に従事しようとする者は、所属部局長に登録の申請をし、登録されなければならない。
- （許可）
- 第11条 前条の登録を受けた者が、センターにおいて取扱等業務に従事しようとする場合は、センター長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。
- 2 センター長は、第18条に定める必要な教育及び訓練を受け、かつ、取扱主任者が放射線業務従事者として認定した者について、取扱等業務に従事することを許可する。
- 3 許可の有効期間は、許可した年度内とする。
- 4 センター長が許可した取扱等業務に従事する者以外は、ECDを使用することはできない。
- 5 センター長は、許可した者の氏名等を所属部局長に通知するものとする。
- （ECDの使用に関する一般的遵守事項）
- 第12条 放射線業務従事者がECDを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 ECDはセンター長の許可を得て使用すること。
- 二 使用前に取扱上の注意等について、安全管理責任者から十分な指示を受けること。
- 三 使用するときは、備え付けの使用簿に必要な事項を記入し、使用記録等の所定の記録を確実に行うこと。
- 四 ECDの使用温度は、350℃以下に保つこと。
- 五 ECDを取り外したり、移動させないこと。
- 六 ECDに故障等異常が発生したときは、直ちに取扱主任者及び安全管理責任者に連絡すること。
- 七 勤務時間外に使用するときは、あらかじめ安全管理責任者に届け出ること。
- 八 放射性同位元素を体内に摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに取扱主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 九 取扱主任者等が放射線障害を防止するために行う指示、その他センターへの安全を確保するための指示に従うこと。

(自主点検)

第13条 センター長は、分析室の適正な維持及び管理を図るため、次の表に定めるところにより自主点検を安全管理責任者に実施させなければならない。

| 区 分 | 点 検 項 目 | 頻 度 |
|--------|---|-------|
| 施設の位置等 | 地崩れのおそれ 浸水のおそれ 周囲の状況 | 1年に1回 |
| 分析室 | 入口の標識 閉鎖設備 貯留容器の状況 貯留容器の標識 注意事項 | 6月に1回 |

2 センター長は、自主点検の結果、異常が発見された場合、必要に応じて分析室の使用を停止し、法令で定める基準に適合するように必要な措置を講じなければならない。

(測定)

第14条 ECDの表面等の放射線の量及び汚染状況について、使用開始前に1回及び使用開始後にあつては6月を超えない期間ごとに1回測定を行うこと。

- 2 前項の測定は、取扱主任者の指導のもとに安全管理責任者が行うものとする。
- 3 放射線測定器は、較正されたものを用いること。
- 4 センター長は、測定記録を5年間保管しなければならない。

(保管)

第15条 ECDは分析室に設置されたそれぞれのガスクロマトグラフ内又は所定の保管庫に保管しなければならない。

(線源数量の変更)

第16条 安全管理責任者は、線源数量の変更(増・減)をしようとする場合は、あらかじめ取扱主任者に届出しなければならない。

(運搬及び廃棄)

第17条 修理、洗浄等のためのECDの運搬及び廃棄をする必要が生じたときは、取扱主任者の指示に従って行わなければならない。

(教育訓練)

第18条 取扱等業務に従事する者は、次の表に掲げる項目及び時間数についての教育及び訓練を受けなければならない。

| 項 目 | 時 間 数 |
|-------------------|----------|
| 放射線の人体に与える影響 | 30分以上 |
| 放射性同位元素装備機器の安全取扱い | 1時間30分以上 |
| 放射線障害防止に関する法令 | 30分以上 |
| 放射線障害予防規程等 | 30分以上 |

- 2 教育及び訓練は、自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門の鹿田施設及び津島施設において実施される全学一括教育及び訓練とセンターにおいて実施するECDの使用方法等に関する教育訓練を受けるものとする。
- 3 取扱等業務に従事する者は、第1項に定める教育及び訓練を取扱等業務を開始する前、及び取扱等業務を開始した後には、1年を超えない期間ごとに受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項の表に掲げる項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有するとセンター長が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。
- 5 センターで行う教育及び訓練の実施については、委員会が企画する。

(健康診断)

第19条 放射線業務従事者の健康診断は、特殊な事情のない限り、受けなくてもよい。
(放射線障害を受けた者又は受けたおそれがある者に対する緊急の措置)

第20条 安全管理責任者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは、直ちにセンター長へ通知するものとする。

- 2 センター長は、前項の通知を受けたときは、取扱主任者又は健康管理主任者の指示に基づき、取扱の制限等について必要な措置を講じなければならない。

(記帳)

第21条 センター長は、ECDの受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、自主点検並びに教育及び訓練に係る帳簿を備え、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 受入れ又は払出しに係るECDの種類及び数量
- 二 ECD受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
- 三 使用(詰替えを除く。以下この項において同じ。)に係るECDの種類及び数量
- 四 ECDの使用の年月日、目的、方法及び場所
- 五 ECDの使用に従事する者の氏名
- 六 保管に係るECDの種類及び数量
- 七 ECDの保管の期間、方法及び場所
- 八 ECDの保管に従事する者の氏名
- 九 センターの外におけるECDの運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- 十 廃棄に係るECDの種類及び数量
- 十一 ECDの廃棄の年月日、方法及び場所
- 十二 ECDの廃棄に従事する者の氏名
- 十三 自主点検の実施年月日、自主点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに自主点検を行った者の氏名
- 十四 教育及び訓練の実施年月日、項目並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

- 2 帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後

5年間保管しなければならない。

(盗難等の予防措置)

第22条 センター長は、ECDの盗難及び所在不明の防止のために、センターにおける管理体制の整備、充実に図り、必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。

- 一 照明装置の設置又は活用
- 二 警備装置の設置又は活用
- 三 退勤時の保管状況の確認
- 四 勤務時間外における使用の制限及び巡視の強化
- 五 その他盗難予防上必要な措置

2 盗難及び所在不明等の事態を発見した者は、直ちに取扱主任者及び関係者に通報しなければならない。

3 前項の通報を受けた者は、直ちに状況の把握に努めるとともにセンター長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

4 センター長及び取扱主任者は、応急の措置を講じなければならない。

5 センター長は、盗難及び所在不明等の事態が生じたときは、直ちに学長に報告しなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第23条 地震、火災等の災害が起こった場合には、放射線業務従事者等は、センター長が別に定める災害時の連絡通報体制に従い、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

2 安全管理責任者は、第13条に定める自主点検を臨時に行い、その結果をセンター長、取扱主任者及び関係者に報告しなければならない。

3 センター長は、前項に定める点検の結果を直ちに学長に報告し、学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第24条 前条に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに避難警告等応急の措置を講じ、災害の拡大の防止に努めるとともに取扱主任者及び関係者に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた者は、直ちに災害の防止に努めるとともにセンター長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。

3 センター長及び取扱主任者は、応急の措置を講じなければならない。

4 センター長は、第1項に定める事態が生じたときは、直ちに学長に報告し、学長を経由して遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出なければならない。

(報告)

第25条 センター長は、次の各号に掲げる場合は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、学長を経由して原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 ECDの盗難又は所在不明が発生したとき。
- 二 放射性同位元素が漏えいしたとき。
- 三 センター内の人が常時立ち入る場所の線量並びにセンターの境界及びセンター内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 四 ECDの取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
- 五 放射線業務従事者に実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある

る被ばくがあった場合

(定期報告)

第26条 センター長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第39条第3項の規定に基づく報告書を毎年6月30日までに、学長を経由して原子力規制委員会に提出しなければならない。

(法等に違反した者の措置)

第27条 取扱主任者は、放射線業務従事者が、法その他の関係法令又はこの規程に著しく違反したときは、センター長に報告するものとする。

2 センター長は、前項の報告を受けたときは、委員会に諮り、第11条に定める許可を取り消すことができる。

(雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、センターにおける放射線障害の防止に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

